

# ラッピング広告バス

「ラッピングバス」は従来の車体側面や後部の看板広告に比較しますと、その面積は格段に大きく、見る者に強い印象を与え、広告効果も増大します。

注目度ナンバーワンの「ラッピングバス」を、どうぞご利用下さい。

ラッピング広告を掲出する際は、下記の掲出基準がございます。

## 景観への対応

デザインは、景観と調和の取れたものにする。  
デザインの地色は極端に明るかったり(彩度10以上)暗かったり(明度3以下)しない。

## 識別性の確保

バス事業者(臨港バス)が容易に識別出来るようにする。  
業務上必要な表示類(入口、出口、車椅子ステッカー、バス共通カード取扱者ステッカー等)を明確にする。

## 交通安全の確保

信号機・道路標識あるいは緊急車両等と混同する恐れのあるデザインは使用しない。  
文字表記の多いものやストーリー性のあるもの等、運転者の注意を著しく阻害する恐れのあるデザインは使用しない。

## 市民への対応

暴力、わいせつ性等、青少年の健全育成に反するデザインは使用しない。  
人権侵害、差別、名誉毀損に当たるデザインは使用しない。  
虚偽の内容や誇大・比較広告、法令等で認められていない業種・商法・商品等に関するものは表示しない。  
その他、社会風紀を乱す恐れのあるものは使用しない。



## 掲出箇所

左側面(ガラス窓、前扉を除く)

右側面(ガラス窓を除く)

後部面(ガラス窓を除く)

川崎地区は、いずれも車体の窓から上部は広告物の地色1色とします。

## その他

都市景観を損ねるもの、公序良俗に反するものや他車の事故を誘発するものは掲出できません。当社内でデザイン審査を実施し、訂正をお願いしたり、お断りする場合があります。

川崎市および横浜市の車体利用広告物ガイドラインに基づきます。





